

「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえて、次期中期目標においては、以下の事項等を掲げることに
より、事務・事業を改善。なお、この見直しの考え方により、平成16年度予算案の編成
段階で具体的内容を整理するもの以外についても、平成16年3月までの間に、民間にで
きることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、独立行政
法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中するとの考え方に立って検討を行い、
次期中期目標・中期計画を策定する段階で、平成15年8月1日の閣議における内閣総理
大臣発言を踏まえて、厳しく、具体的なものとなるよう明確にすることとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修

- 教員研修センターは、国として実施すべき以下の研修に特化・集中する。
 - ① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
 - ② 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンター
が行う研修
 - ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修
- 各研修について、①～③の観点から精選・見直しを行う。このため、センターで実
施する研修は初等中等教育関係の研修に限ることとし、国立大学職員関係、留学生関
係の研修（計8事業）については、平成15年度をもって廃止、移管。
- ②、③の研修について、地方公共団体の期待に沿い、真に国の研修として行うべき
ものに精選・見直しを行うことにより、①の研修への重点化を図る。

<平成15年度をもって廃止する研修>

- ・ 英語教育指導者講座
- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修（課長級）
- ・ 国立学校等幹部職員研修（部長級）
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修
- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修（平成16年度をもって廃止）
- ・ 外国語指導助手に対する研修（中間期研修会）（平成16年度をもって廃止）
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修（段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止）

- 喫緊の重要課題に関する研修のうち、ブロック単位等、地方に出向いた開催による実施が効果的・効率的な研修については、今後、新規に行うものについては、平成16年度中に効果・効率性の検討、都道府県との調整の上、平成17年度より実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的多くの指導者層の育成が必要なもの（カリキュラムマネジメント研修、国語指導力向上講座）を検討予定。
- 研修プログラムの一部でエルネット、eラーニング等を活用することが効果的・効率的な研修については、その活用も含めて検討し、平成16年度から一部の事業で試行を行い、受講者の意見等も聴取しつつ、効果・効率性を検討した上で平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的長期間を要する研修（教職員等中央研修講座）を中心に検討予定。
- 民間企業等のノウハウを活かせる研修プログラムについては、連携・協力、共同実施の拡充を検討し、平成16年度に一部事業で試行を行い、効果・効率性を検討した上で、平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、民間企業等に一定のノウハウが存すると見込まれる研修（中央研修の「組織マネジメント」や「危機管理」、進路指導講座の「キャリア開発」、環境教育担当教員講習会の「環境教育プログラム」）を検討予定。
- 平成16年度からの各研修の具体的な企画・実施段階において、全ての研修について、必要な大学教員の活用や、連携・協力の拡充について検討し、それが効果的なものは実施する予定。また、大学の環境整備の状況を見つつ、今後、大学に移行できる研修プログラムについては、移行の検討を毎年度行う。
- 受講者の各地域での還元が望まれる研修については、受講者、派遣者に対して、推薦段階で研修成果の還元方策についての計画書提出を義務付け、フォローアップを行い、その状況を参考にするなどにより、文部科学省独立行政法人評価委員会において毎年度厳正な評価を実施。

1. センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

- 本研修の受講者について、募集要項等において、受講者として、将来の各地域の教育実践、教育行政の中核的な活躍が期待される教職員を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。
- 研修内容について、使命感の醸成、国の教育改革、教育法規など、地方公共団体が

国に期待する研修内容（各地方公共団体では適切な講師の安定的な確保困難、全国的な教員の交流、討論、意見交換等により中核的教員としての自覚・意欲が喚起される、国や全国的な取組状況は県市単位では十分把握できない等に該当する研修）に精選し、実施する（全体的な研修効果を配慮しつつ、一般教養的なものは極力精選）。

- 受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネット、eラーニング等の活用、研修教材の作成等を一層図る。
- なお、具体的な研修内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 本研修を中核的教員のキャリアパスの一環として活用することが可能となるよう、受講者に対して研修終了時に研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者に対して提供する。
- 成果報告書の具体的な内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

(1) 教職員等中央研修講座

- 各地域において中核的な役割を担う校長が、全校長の1/3と見込まれるので、これらの者が校長、教頭、中堅教員等のいずれかの段階で、中央研修を受講していることを目指す。このため、受講者について、基本的に校長、教頭等800人、中堅教員等1,000人と定員を設定。

<1/3の参考例>

- ①東京都の指定校（小・中・高等学校合計の平均：36.2%）
 - ・ 東京都の公立小学校1,354校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている小学校は507校（37.4%）
 - ・ 東京都の公立中学校653校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は222校（34.0%）
 - ・ 東京都の公立高等学校212校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は都から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は75校（35.6%）
- ②岡山県の指定校（小・中・高等学校合計の平均：33.2%）
 - ・ 岡山県の公立小学校436校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣に係る調査研究事業」等の指定を受けている小学校は140校（32.1%）
 - ・ 岡山県の公立中学校170校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は52校（30.6%）
 - ・ 岡山県の公立高等学校84校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は県から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は37校（44.0%）

③徳島県の指定校（小・中・高等学校合計の平均　：　33.9％）

- ・ 徳島県の公立小学校279校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「教育課程研究指定校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている小学校は82校（29.4％）
- ・ 徳島県の公立中学校95校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣事業」等の指定を受けている中学校は43校（45.3％）
- ・ 徳島県の公立高等学校48校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は県から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている高等学校は18校（37.5％）

- 募集要項等において、受講者として、将来各地域において中核的な役割を担う校長等となる者を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。
- 研修内容について、中核的な校長に必要なものに精選を図った上で、研修の効果的・効率的実施のため、一部講義等について、エルネット、eラーニング等を活用した事前研修の実施や、このような機会を利用し、より幅広い教員が受講できるように措置することを検討し、具体的なものは中期目標、中期計画の策定の段階において明確にすることとする。
- また、集合研修は、演習等に重点化。現時点では、研修日数の縮減は、全体の研修効果を踏まえつつ、一般教養的なものの精選、「組織マネジメント」の全体講義等の事前研修への移行により、平成16年度から一部試行により行いつつ検証し、平成17年度より実施。「校長・教頭等」を22日→19日、「中堅教員」を32日→30日に研修日数を縮減予定。さらに研修内容の精選、事前研修への移行により、日数の縮減を検討。
 - <事前研修の例>　：　「組織マネジメント」の全体講義をエルネットでの配信やビデオの活用により、自校を題材とした資料作成　等
 - <集合研修の例>　：　「組織マネジメント」において、事前研修で作成した資料を活用した演習　等
- なお、具体的な事前研修、集合研修の内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 教員研修センターが行う研修のより一層の効果的実施のため、まず、職員の研修の企画・立案、実施能力等の専門性を、より一層高めるよう努める（平成16年度より職員を「研修の企画立案」に関する大学・民間の研修に派遣）。

(2) 教職員短期海外派遣研修

- 募集要項等において、受講者として、教頭・中堅教員で、中央研修の受講者の中から、優れた自主的調査研究課題を有する者を対象とすることを明確化（平成16年度

より実施)。

- 研修の実施にあたり、下記のとおり改善を図る予定。
 - ① 国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえた研修テーマを設定した上で、受講者が教育実践等の自主的な調査研究課題を設定・実施。
 - ② センターは、設定した研修テーマにそって受講者から出されたテーマを基に、共同調査研究の研修プログラムをコーディネート。
 - ③ 課題意識の向上、研修プログラムの充実を図るため、事前研修を効果的に推進
 - ④ 教員研修センターは、派遣に要する旅費や派遣先で必要な経費の一部について負担・助成
 - ⑤ 研修成果については、報告書作成を義務付け、教員研修センターに蓄積するとともに、全都道府県、指定都市、中核市に提供。
- 教職員派遣研修（短期）、教職員派遣研修（日米交流）、教職員派遣研修（若手）、教職員派遣研修（英語担当）の4事業について、受講者を真に中核的な教員に厳選する観点から、平成16年度に統合し、派遣研修プログラムを国の教育政策、諸外国の動向の把握をテーマの中心に再構築しつつ、派遣期間別に再編するとともに、派遣規模を縮小。（現時点では、平成16年度に2,053人を1,763人に、平成17年度に1,663人に、平成18年度には1,313人に削減（うち短期派遣については、平成16年度に1,566人を1,410人に、平成17年度に1,330人に、平成18年度には1,000人に削減）。）。

<統合する研修>

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教職員派遣研修（短期）・ 教職員派遣研修（日米交流）・ 教職員派遣研修（若手）・ 教職員派遣研修（英語担当） | } | 教職員等海外派遣研修（長期・短期） |
|---|---|-------------------|

- なお、具体的な派遣期間等の研修内容については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

- 中期目標において、具体的な受講対象者、研修内容について提示。現時点の例としては、進路指導講座について、「各地域の指導主事等を対象に、平成18年度までの間に、小学校段階からの職業への意識の向上のための教育の定着を目指し、全国的な取組事例をもとに、企画、調整、専門的能力等を身につけさせ、各地域での還元、波及を図る。」などを検討中。

一方で中期目標期間中に新たに発生したテーマについては、状況によって委託等を

活用して実施することについても検討。

- 中期目標において、研修内容に応じて、評価等を踏まえた廃止・テーマ見直しを行うことや、予め廃止期限・見直し期限を定める予定。

また、廃止を設定する研修以外は、次期中期目標期間終了時までの期間内で個別に見直し期限を設定し、文部科学省評価委員会において、毎年度評価を行い、手法等の必要な見直しを行う。

<平成15年度をもって廃止する研修>

- ・ 英語教育指導者講座
- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修（課長級）
- ・ 国立学校等幹部職員研修（部長級）
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修
- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修（平成16年度をもって廃止）
（新制度の周知徹底が図られる見込みのため）
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修（段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止）
（国の政策（e-Japan重点計画）の目標が達成される見込みのため）
- ・ 外国語指導助手に対する研修（中間期研修会）（平成16年度をもって廃止）
（国として実施する役目を終える見込みであるため）

- なお、各研修ごとの具体的な受講対象者、研修内容、見直し期限等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。
- 受講者について、募集要項等において、①各教育委員会の指導主事、教育センターの研修担当指導主事、②各教育委員会の研修講師等、各地域における研修等において中核的役割が期待される者（「勧告の方向性」と同趣旨。より明確化したもの。）を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。
- 一定の指導者層を養成し、一定期間経った後は、文部科学省独立行政法人評価委員会において評価を行った上で、地方で実施することが可能となるよう努める。
- 個々の研修において、エルネット、eラーニング等の活用で効果的・効率的に対応できるものは集合研修から除く（平成16年度以降、各研修の企画段階で内容を精査し、実施）。
- 受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネットの活用、研修教材の作成等を一層図る。

3 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修

- 下記の地方公共団体の共益的事業としてふさわしい研修事業については、社会経済情勢、研修参加率の状況、地方公共団体が単独で行った場合とのコスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とするとともに、運営費交付金に依存することなく、地方公共団体の共益的事業として例外的に実施するものとする。このための第一段階として、国の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等の政府レベルの計画や、事業の類似性の観点から整理・統合し、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、受講定員・日数等の研修実施方法について、当該目的に照らして必要最小限度のものとするとともに、すべて、地方公共団体との共催等により、派遣者負担を導入する（負担の考え方（次期中期目標期間段階においては1/2を目標）、地方の財政状況等を整理、勘案しつつ都道府県との調整が必要となることから、平成17年度より実施）。

＜地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修（H17統合後）＞

- ・ 教職員国内派遣研修（仮称）
- ・ 新産業技術研修（仮称）
- ・ 高等学校産業教育実習助手講習（仮称）

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

- 指導主事、研修担当指導主事等に受講対象者を厳選し、一定の指導者層を養成するとともに、研修の効果的・効率的な実施のためエルネット、eラーニング等を活用した研修教材を提供することにより、各都道府県での研修実施を可能とする（平成16年度より実施）。
- ナショナルセンターとして、研修プログラムの内容、手法、講師情報等についての情報発信・提供機能をより一層充実・強化。また、新たに地方公共団体の研修に活用できるコンテンツづくりを推進（平成16年度より実施予定）。
- 地方公共団体に対する支援については、各地方公共団体に対するアンケート調査等を参考にしつつ、毎年度、文部科学省独立行政法人評価委員会において、厳正な評価を行い、次年度の支援策に適切に反映させる。